

不利益変更=法違反！元に戻せ！

山中鉄工(株)

一方的な賃下げを撤回しろ！

姫路市山田町にある山中鉄工(株)はグローリー工業と取引のある、ATMの部品製造会社です。従業員のAさんは、2011年1年間の休日が少ないことに疑問をもち、労働基準監督署に相談の上、会社が採用している1年あたりの変形労働時間制(週40時間勤務)と実際の勤務日数との比較から休日が7日間少ないことを確認して、変形労働時間制が成立していないので、週40時間を超えた分の残業代を会社に請求しましたが、会社側はAさんの主張を聞き入れようとせず、かえってAさんに不利益となる内容の労働契約を今年1月から一方的に押しつけるといった暴挙に出て、Aさんは会社で一人だけ基本給・通勤手当が切り下げられるという差別的取扱いを受けるようになりました。

Aさんからの相談を受けた姫路ユニオンは、団体交渉を実施し会社に対して①2011年の未払い賃金の支払い、②会社側が一方的に押しつけてきた労働契約内容の撤回・賃金差別分の回復、等を求めて団体交渉を重ねてきましたが、会社側は不誠実な態度を繰り返すのみで私たちの要求には一切答えようとはしていません。

第3回団体交渉の場で特定社会保険労務士が同席の上示された回答は、明らかに労基法違反である「時間外労働の割増部分のみを支払う」といった内容のみが私たちの要求に応えた部分で、それ以外は全くのゼロ回答でした。私たちはこうした会社側の不誠実な態度を許すわけにはいきません。山中鉄工(株)がユニオンの要求に真摯に応えることを市民の皆さんに訴えます。



1. 山中鉄工(株)は週40時間を超えた分の残業代を支払え！！

2011年の勤務日数が7日間多かったことは労働基準監督署も認めており、ユニオンの請求は正当なものと考えます。会社は「基本給の中に含めており、割増部分を支払えば事足りる」と強弁し、それ以上の是正勧告を受けていないことを盾に「労基署もそうした取扱いで良いと認めている」とうそぶいています。しかし、労基署がこのような指導をしていないことは、Aさんが監督官から事情聴取し確認しています。

2. 山中鉄工(株)は労働契約の一方的な不利益変更を撤回せよ！！

Aさんが労基署に相談にいったことを逆恨みして、本人同意がないにもかかわらず、会社は一方的に今年1月から賃金・手当の引き下げを強行しました。いくら労働関係の法律を知らないといっても、ここまでひどい取扱いというもの聞いたことがありません。会社側は、「Aさんを除く他の従業員が了解しており、合理性がある」と強弁し私たちの要求に一切応えようとはしません。その後も、Aさんの夏のボーナスを従来の15万程から3万程に引き下げる始末です。交渉の場で2008年3月1日施行の労働契約法について「第3条第1項、労働契約の締結や変更には、労使の対等の立場における合意によることが原則」とあるが、会社はこれをどの様に実行したかの説明を求めても、まともに回答をしません。山中鉄工(株)はこれまで差別的取扱いを行ってきたことをAさんに謝罪し、差別賃金分を直ちに支払え！！

市民の皆さんのご支援、
ご理解を宜しくお願いいたします



誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158

週40時間超え
すべて
残業代払え